

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

配信日 令和4年8月25日

住宅リフォーム工事のトラブル ～工事範囲や内容をよく確認～

内容

5カ月前、80歳の一人暮らしの母が知り合いの業者に自宅のリフォーム工事を依頼した。口頭で打ち合わせをして100万円の工事になるとのことだったが、希望通りに施工されず工事終了後に150万円を請求された。書面は渡されていない。請求金額に納得がいけない。
(50代 男性)

消費生活センターからのアドバイス

住宅リフォーム工事に関しては点検商法などの訪問販売によるトラブルのほか、「見積もりが妥当か」といった価格・料金に関する相談や、「契約書などの書面がない」「金額が高い」などの苦情が、全国の消費生活センターなどに多く寄せられています。

住宅リフォームは工事の規模にもよりますが、費用が数十万円～数百万円に及ぶこともあります。契約前に事業者から見積もりを取って、工事範囲や要望に沿っているかを含めて、内容をよく確認することが必要です。

知り合いの業者や以前依頼したことのある業者と契約するというケースでは、書面の交付や金額の確認などがおざなりにされがちであることも、トラブルの原因になっています。

トラブルを回避するために次の点に注意しましょう。

工事を依頼するに当たっては必要性についてよく検討し、要望事項を整理し予算を立てておく。

工事を依頼するときは、工事内容の見積もりを必ずとり、見積もり内容について分からない点や、要望が反映されていない場合は、必ず業者に確認する。

複数の業者から見積もりを取り、比較検討する。

必ず「契約書」または「注文書・請け書」を書面で取り交わし、添付の図面なども確認する。

工事内容について業者と話し合ったことは、記録に残す。

工事が契約通り進んでいるか途中の施工・進捗状況を確認する。

訪問販売などの不意打ち性の高い勧誘の場合、その場で契約しない。

おかしいと思ったら、すぐに家族や警察、最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。

おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957 52 9999)

平戸市消費生活センター
(0950 22 9122)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター
(0920-48-1135)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター
(0957 38-7830)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります

